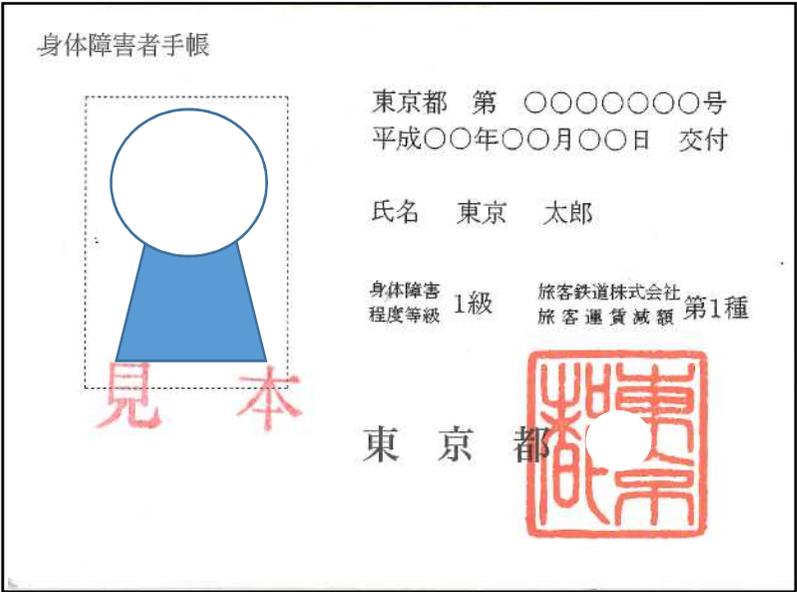


# 身体障害者手帳のカード形式・紙形式の選択について

令和2年10月1日より、カード形式の障害者手帳の交付申請を受け付けています。申請時に紙形式とカード形式のいずれかを選択いただきます。

## 【カード形式と紙形式との主な違い】

	カード形式	紙形式
材質	プラスチック	紙
大きさ	<p>横 85.60mm × 縦 53.98mm</p>  <p>カード形式の手帳の大きさは、保険証や運転免許証と同じ大きさです。</p>	<p>横 110mm × 縦 74mm</p> 
写真	カラー(令和6年1月発行分よりカラーになりました)	カラー

注意点は以下の通りです。

- 紙形式・カード形式どちらを選んでも、カバー・別冊を配布いたします。
- 各種サービスの申請をされる際は、紙形式の身体障害者手帳同様、別冊も合わせてお持ちください。
- カード形式の手帳にICチップは搭載されておりません。
- すでに障害者手帳をお持ちの方は、現在の紙形式の障害者手帳を引き続き使用可能です。  
切り替えを希望される場合は、写真(4cm×3cm)と現在の障害者手帳を窓口まで持参してください。
- 紙形式とカード形式の両方を所持することはできません。

### 【問い合わせ】

江東区役所

障害者支援課 身体障害相談係

(深川地区)3647-4953 防災センター2階14番

(城東地区)3647-4958 防災センター2階14番